

課長	係長	精算者	設計者

令和 7 年度 海岸関連施設等集積ごみ収集運搬業務委託

設計書

(当初設計)

工事番号

路線名等 大蔵海岸～西岡海岸

履行場所 明石市大蔵海岸通1丁目～魚住町西岡地先

工種

総括情報表

単価適用年月日	0-06.12.01(0)		
工種区分 (公共) 施工地域区分 週休2日補正	今 回 03 海岸 36 市街地(DID補正)(1)-3 05 対象外		前 回

工事費内訳書

頁0-0002/0013

費目・工種・種別・細目	数	量	単 位	単 価	金 額	備 考
本工事費						
集積ごみ収集運搬処分						
集積ごみ収集運搬処分						
集積ごみ収集運搬処分						
集積ごみ収集運搬処分			式			工種 第0001号明細表
関連施設清掃						
関連施設清掃			式			工種 第0002号明細表
直接工事費計						
共通仮設費計						
共通仮設費率分			式			

集積ごみ収集運搬処分

工種明細表

工種 第0001号明細表

頁0-0004/0013

名称・規格	数量	単位	単価	金額	備考
集積ごみ収集運搬処分					
パッカー車収集運搬 4 m3					
標準	1	回			施工 第0-0001号内訳表
パッカー車収集運搬 8 m3					
標準	1	回			施工 第0-0003号内訳表
ダンプトラック収集運搬 2 t 車					
標準	1	回			施工 第0-0005号内訳表
ごみ分別作業					
	1	回			施工 第0-0007号内訳表
パッカー車収集運搬 4 m3					
	1	時間			施工 第0-0008号内訳表
パッカー車収集運搬 8 m3					
	1	時間			施工 第0-0009号内訳表
ダンプトラック収集運搬 2 t 車					
	1	時間			施工 第0-0010号内訳表
合計	1	式			

海岸関連施設等集積ごみ収集運搬業務委託 仕様書

1 業務委託実施箇所（別添位置図参照）

- (1) 大蔵海岸通1丁目・2丁目
- (2) 中崎ベランダ護岸・中崎展望広場
- (3) 中崎みなと公園
- (4) 明石港西外港
- (5) 林崎漁港2号・3号防波堤
- (6) 林崎海岸広場
- (7) 松江海岸休憩施設
- (8) 藤江海岸休憩施設
- (9) 江井島海岸休憩施設
- (10) 西岡海岸休憩施設
- (11) その他指示する関連施設

2 履行期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

なお、契約締結日から令和7年3月31日までの間は準備期間とし、この間においては、委託料は一切発生しないものとする。

3 業務内容

- (1) 集積ごみ収集運搬作業は、業務委託実施箇所(1)から(10)の施設（指定箇所）に集積されている可燃ごみ・不燃ごみを収集運搬すること。
可燃ごみの収集運搬は、原則として週2回（月・金曜日）実施すること。
不燃ごみの収集運搬は、原則として週1回（月曜日）実施すること。
- (2) 明石港西外港、林崎漁港2号・3号防波堤及び西岡海岸休憩施設の集積ごみ収集運搬作業は、可燃ごみ・不燃ごみともに原則として週1回（月曜日）実施すること。
- (3) 明石港西外港については、指定箇所に集積されたごみを可燃ごみ・不燃ごみに分別したうえで、収集運搬を行うこと。
- (4) ごみの分別作業については、1回あたり30分とする。
- (5) 集積ごみ収集運搬作業の回数及び指定した曜日での作業が困難な場合は、市担当者との協議のうえ、その指示に従って実施すること。
- (6) 海水浴シーズン中の作業については、海水浴客が危険となることのない作業方法で行うこと。
- (7) その他指示する関連施設については、作業実施箇所等、市担当者との協議のうえ、その指示に従って実施すること。

4 ごみの処分について

- (1) 収集したごみは、可燃ごみ・不燃ごみに分けて明石クリーンセンターに搬入し、処分すること。また、収集したごみの運搬時は、過積載による違法運行を防止するとともに、適切な管理によりごみの飛散等が発生しないよう配慮すること。

- (2) 明石クリーンセンターでのごみの処分は、「ごみ搬入カード」を使用すること。
- (3) 「ごみ搬入カード」については、上記の準備期間内に市担当者まで届け出し、搬入車両2台分の発行を受けること。なお、届け出に必要な書類等については市担当者の指示に従うこと。
- (4) 搬入ごみの量については、明石クリーンセンター発行の検量書を添付し報告すること。
- (5) 明石クリーンセンターへの搬入・処分が困難なごみ等については、市担当課と協議し、その指示に従うこと。

5 収集ごみ処分費について

- (1) 明石クリーンセンターでのごみ処分費は、別途実績に応じて支払うものとする。
- (2) 当業務により発生した、明石クリーンセンターで処分が困難なごみ等について、市担当課と協議の結果、産業廃棄物処分場等で処分する場合は、処分に掛かる実費用を支払うものとする。
- (3) ごみ処分費納付状況確認のため、納付領収書の写しを市担当課へ提出すること。

6 作業車の明示

作業中及びごみ運搬・搬入時には、業務関係車であることが認識できるよう、下記内容を記した標章（A4サイズ）を車両の前面に掲示すること。

明石市都市局道路安全室 海岸・治水課 業務関係車
令和〇〇年〇月〇日～令和〇〇年〇月〇日
受託業者名：〇〇〇〇

7 再委託等の禁止について

本業務受託者は、業務の全部を一括して、又は設計図書において指定した主たる部分を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。なお、本業務の主たる部分は、以下のとおりとする。

- ・パッカー車収集運搬（4 m³）
- ・パッカー車収集運搬（8 m³）
- ・ダンプトラック収集運搬（2 t）

8 特記事項

各項目の契約単価は、落札者の入札金額を「各項目の設計単価が設計単価合計に占める割合」に応じて比例按分し決定する。

海岸関連施設等集積ごみ収集運搬業務委託 ごみ集積箇所図 No. 1



海岸関連施設等集積ごみ収集運搬業務委託 ごみ集積箇所図 No. 2



(5) 林崎漁港 2号・3号防波堤

海岸関連施設等集積ごみ収集運搬業務委託 ごみ集積箇所図 No.3



播 磨 灘

海岸関連施設等集積ごみ収集運搬業務委託 ごみ集積箇所図 No.4



(9) 江井島海岸休憩施設

海岸関連施設等集積ごみ収集運搬業務委託 ごみ集積箇所図 No. 5



(10) 西岡海岸休憩施設

播 磨 灘